

令和2年(2020年)4月1日以後に
開始する事業年度から

電子申告が義務化されます

これに伴い、

紙の申告書の

送付を取りやめます



北海道では、令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から、大法人が行う法人道民税・法人事業税等の電子申告が義務化されることに伴い、紙の申告書の送付を取りやめます。



電子申告の義務化となる対象となる大法人は？

内国法人のうち次のいずれかに該当する法人です。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（事業年度開始日現在）
- ② 相互会社・投資法人・特定目的会社

※上記に該当しない法人には、今までどおり紙の申告書を送付します。

電子申告の義務化の対象となる税目は？

法人の皆さまから事業年度終了後に道へ申告いただいている

法人道民税、法人事業税、特別法人事業税 です。

義務化の対象法人ですが、紙で申告した場合はどうなりますか？

義務化の対象法人の方が紙で申告した場合、その申告は**無効**となります。

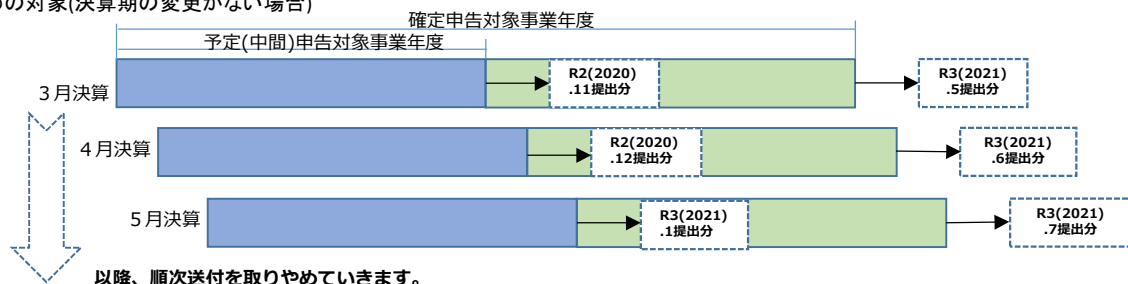
申告の状況によっては、不申告加算金がかかる場合がありますので、ご注意ください。

紙の申告書はいつから送付されなくなりますか？

3月決算法人の予定(中間)申告は令和2年(2020年)11月提出分から、

確定申告は令和3年(2021年)5月提出分から、順次送付を取りやめます。

【例】送付取りやめの対象(決算期の変更がない場合)



電子申告はどのように行えばよいでしょうか？

道への法人道民税等の電子申告は、eLTAX (エルタックス) をご利用いただく必要があります。

eLTAXでは、次の機能がご利用いただけます。

- ① 法人道民税等の申告・納税
- ② 「法人設立・設置届出書」・「異動届出書」や「申告書の提出期限の延長の承認申請書」等申告手続きに関連した申請・届出
- ③ 源泉徴収票・給与支払報告書の一括提出

ご利用届出、詳しい情報はホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



地方税の電子申告、電子納税、
電子申請、届出を行うには
エルタックス
eLTAX

電子申告とあわせて電子納税はできますか？

電子申告をした時は、eLTAXと連動した地方税共通納税システムから電子納税ができます。

地方税共通納税システムは、すべての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから一括して電子納税ができ大変便利です。

※詳しくは、上記のeLTAXホームページをご覧ください。

インターネット回線の障害などにより電子申告できない場合は？

インターネット回線の障害や自然災害等によりeLTAXの利用が困難な場合は、申請書を提出し承認を受けることで書面によって提出することが可能となります。

※国税の承認を受けている場合は、そのことを明らかにする書面を提出することにより可能となります。

お問い合わせ先

札幌道税事務所税務管理部課税第一課法人担当 電話：011-204-5083

住所：札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2F